（別記）

共通仕様書及び設置物件一覧

１．設置条件

（１）自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移設費等の費用は全て設置事業者の負担とする。

（２）光熱費（電気料金）は、設置事業者の負担とする。設置事業者は、自己の負担において自動販売機の電気使用量を計測する電気計器（子メータ）を設置し、月ごとにその電気使用量を報告し、大和高田市が算定する光熱費（電気料金）を指定する期限までに全額納付しなければならない。（単独引込により給電を行うものについては、この限りではない。）

（３）公募実施要領（以下「実施要領」という。）を遵守し、使用料及び光熱費（電気料金）を指定された納付期限までに確実に納付すること。

（４）自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

（５）自動販売機２台は、違うメーカーのものとする。（１台はミックス機を可とします。）

２．設置機器の仕様

（１）自動販売機本体の大きさは、７の設置物件一覧に定める設置スペース内に設置できるものとする。

（２）自動販売機の機種は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和５４年法律第４９号）」に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」により、省エネ対策（省電力やノンフロン対応等）を施したものであること。

（３）災害対応型自動販売機であること。

（４）自動販売機本体のデザインは、過度な色彩にしないこと。

（５）1,000 円札、500 円硬貨、100 円硬貨、50 円硬貨及び１０円硬貨が使用できる機種とすること。なお、新硬貨、新紙幣が発行された場合は、利用者に不都合や不便が生じないよう適切に対応すること。

３．販売条件

（１）販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類等の飲料とする。また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

（２）酒類及びたばこの販売は、行わないこと。

（３）その他の販売条件は、個別に定めているので７の設置物件一覧を確認すること。

４．維持管理責任

（１）自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、自動販売機の前面に設置事業者の連絡先を明記し、設置事業者の責任において全て対応すること。

（２）設置事業者は、在庫・商品補充管理、つり銭等金銭管理など自動販売機の必要な維持管理を行い、常に自動販売機を正常に使用できる状態を保つこと。また、商品の賞味期限に十分注意すること。なお、自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者（設置事業者の連結子会社、業務提携先の事業者等）に行わせようとする場合は、「（様式９）自動販売機の管理等に関する届出書」を大和高田市に提出すること。

（３）自動販売機の設置に当たっては、日本工業規格（ＪＩＳ）の据付基準又は一般社団法人全国

清涼飲料工業会の「自動販売機据付基準マニュアル」を遵守し、転倒防止措置を講ずること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

（４）自動販売機を設置する際は、事前に公園管理者と打ち合わせを行うこと。

（５）都市公園においては、原則ごみ箱は設置しないこととしているため、自動販売機に併設する回収ボックスの設置は不要とする。しかし、設置後、回収ボックスが必要と判断したときは、設置場所に必要数を設置しなければならない。この場合、設置事業者は、回収ボックスに収納された容器は自社、他社製品、持ち込みを問わずその責任において適切に回収処分すること。併せて、周辺の清掃等を行い清潔な設置環境を保つこと。

（６）販売品の搬入時間、経路等について、公園管理者の指示に従うこと。

（７）衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

５．原状回復

設置事業者は、許可期間が満了した場合又は取り消された場合は、速やかに原状回復をすること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を大和高田市に請求することができないものとする。

６．その他

（１）大和高田市は、設置事業者に自動販売機ごとの売上状況（品目ごとの売上数量、売上金額、月単位）について報告させることができるものとする。

（２）大和高田市が、必要に応じて、公園の運用条件の変更又は別に自動販売機の増設を行った場合において、自動販売機の売上が減少したときは、設置事業者は大和高田市に一切の損害賠償を請求することができない。

（３）設置事業者は、設置期間が終了する前に自己都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の３ヶ月前までに大和高田市に書面により通知すること。この場合、大和高田市都市公園に係る次回の自動販売機設置の公募には参加できないものとする。

（４）設置事業者は、自動販売機の設置等にあたり、大和高田市又は第三者に損害を与えたときは、設置事業者の責任においてその損害を全て賠償しなければならない。

７．設置物件一覧

【物件番号１】

所在地		大中公園（大和高田市大字大中１８３番地）
設置場所		南東出入口
直近売上高（年）		2,066,520円　※令和４年１０月から令和５年9月まで
設置面積		１．９２㎡ 自動販売機１台部分　幅 1.2m×奥行 1.0m＝1.2 ㎡ ※放熱余地・転倒防止板等の面積を含む。 回収ボックス部分　　幅 1.2m×奥行 0.6m＝0.72 ㎡
販売条件	品目	缶又はペットボトルのみ
	価格	標準小売価格以下
その他条件		災害対応型の自動販売機であること。
設置台数		自動販売機１台
現地問合先		都市計画課　0745-22-1101
見取図		

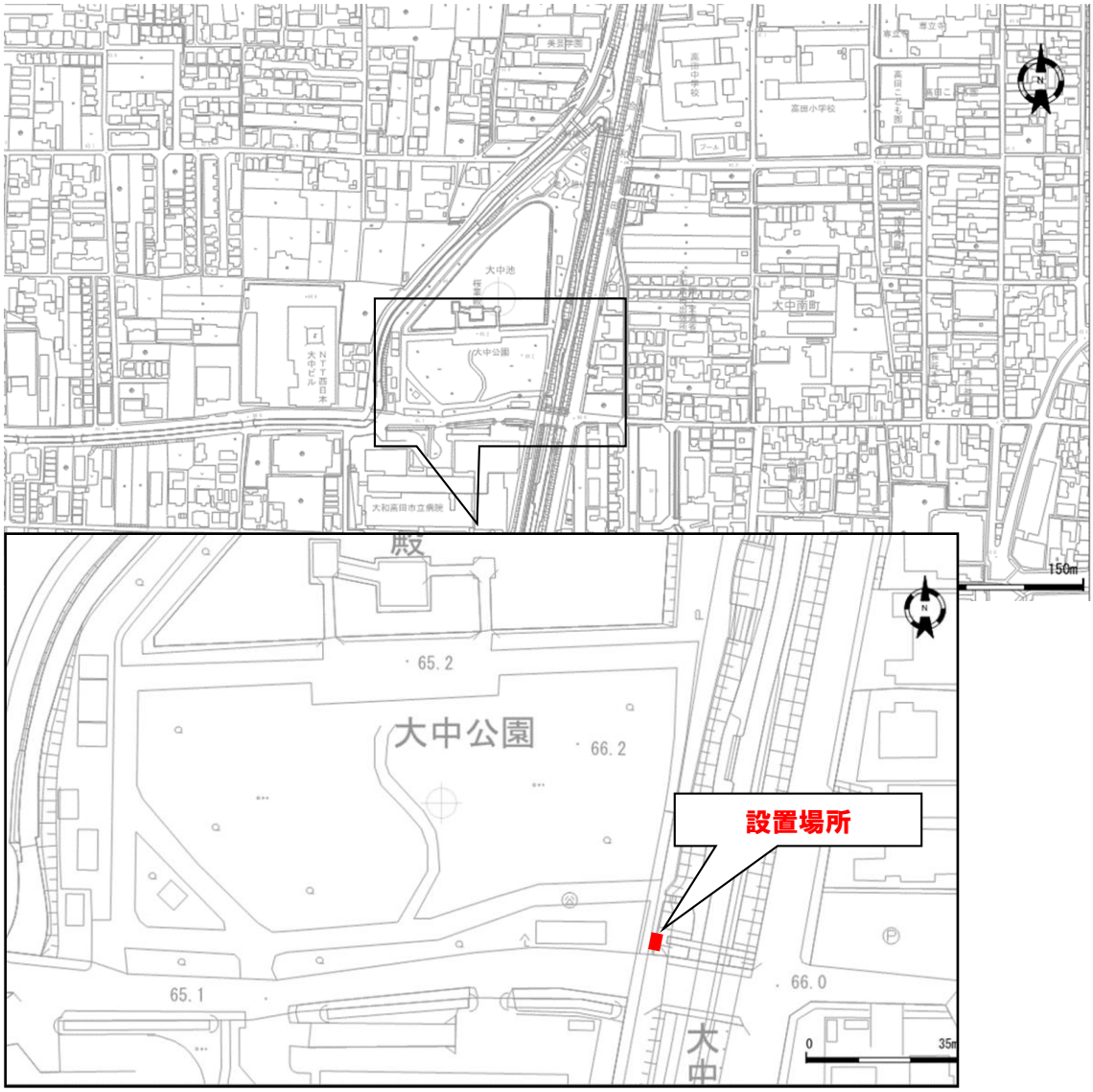

【物件番号２】
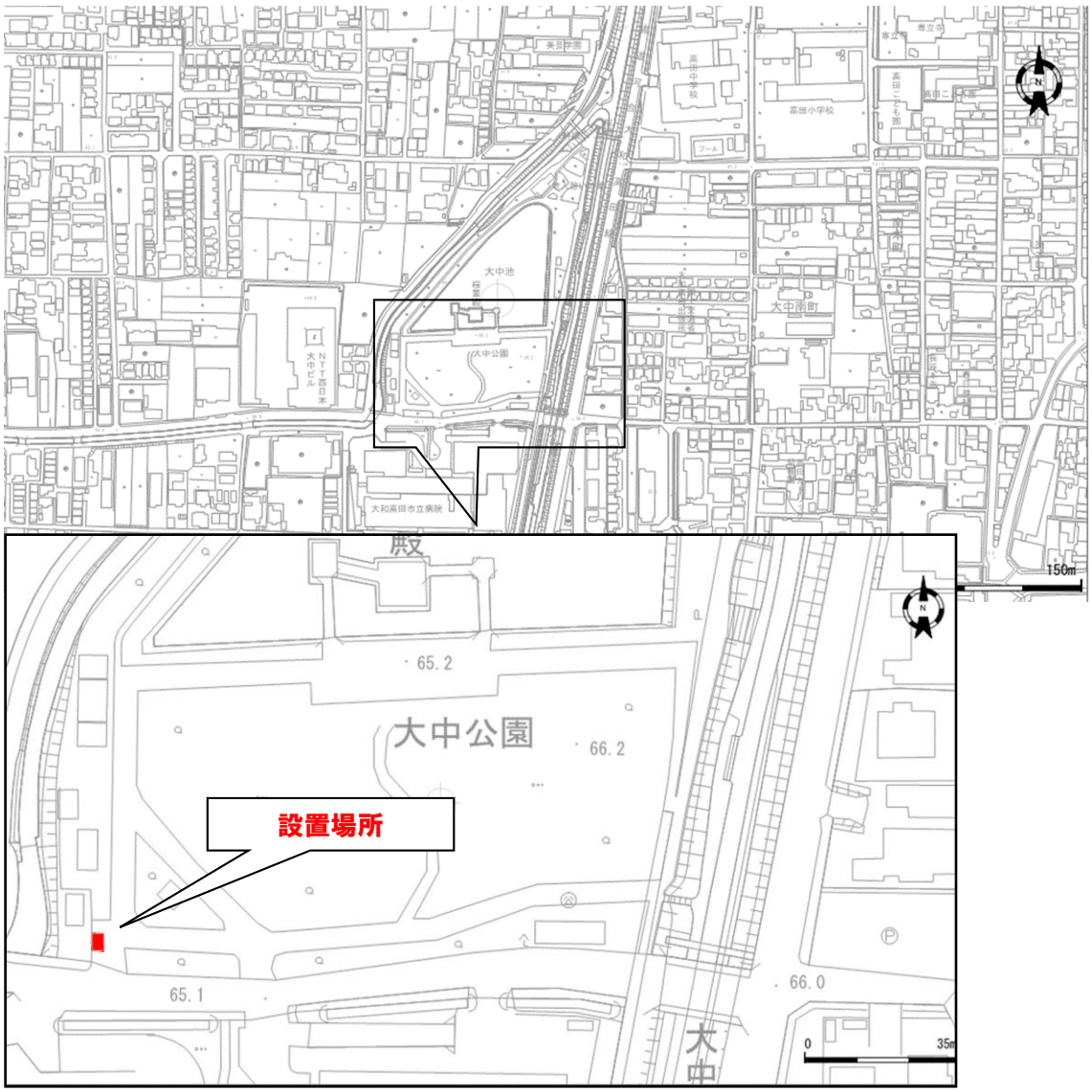
所在地		大中公園（大和高田市大字大中１８３番地）
設置場所		南西出入口（新設）
直近売上高（年）		実績値なし
設置面積		１．９２㎡ 自動販売機１台部分　幅 1.2m×奥行 1.0m＝1.2 ㎡ ※放熱余地・転倒防止板等の面積を含む。 回収ボックス部分　　幅 1.2m×奥行 0.6m＝0.72 ㎡
販売条件	品目	缶又はペットボトルのみ
	価格	標準小売価格以下
その他条件		災害対応型の自動販売機であること。
設置台数		自動販売機１台
現地問合先		都市計画課　0745-22-1101
見取図